

## 第15回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成27年9月11日（金） 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所 地下 大会議室

### 会議に附した議案題目

- |       |       |   |
|-------|-------|---|
| 日程第 1 |       | 議事録署名者の指名について                             |
| 日程第 2 |       | 会期の決定について                                 |
| 日程第 3 | 報第29号 | 農業生産法人の報告等について                            |
| 日程第 4 | 報第30号 | 農地法の規定に基づく許可処分の取下げについて                    |
| 日程第 5 | 議第83号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について                   |
| 日程第 6 | 議第84号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について       |
| 日程第 7 | 議第85号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第86号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について           |
| 日程第 9 | 議第87号 | 農用地利用集積計画の決定について                          |
| 日程第10 | 議第88号 | 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について                |
| 日程第11 | 議第89号 | 農用地利用配分計画（案）について                          |
| 日程第12 | 議第90号 | 高山市農業振興に関する建議（案）について                      |
| 日程第13 | 議第91号 | 高山農業振興地域整備計画（情勢の推移）の変更について                |

○本日会議に出席した委員（議席順）

空野光治、丸山齊、藤井和豊、大森治良、谷口忠幸、鴻巣明久、清水直喜、  
本林正樹、下田正克、田中利博、下田初秋、平岡誠治、橋場茂子、杉本彰信  
伊藤善明、小林達樹、蓑谷良孝、長瀬正隆、西畠徳明、車戸明良、田中正躬、  
西本壽吉、岩村聡、加藤貢、岩本洋子 天野克宏、増田勝、反中正志、  
中田一彦、渡邊甚一、向田誠、加藤正雄、森山護

○本日会議に欠席した委員

野村光吉、平田秀男、田村信彦

○本日会議に出席した職員等

林務課長 藤下定幸  
畜産課長 丸山浩一  
農地相談員 松山孝平

○本日会議に欠席した職員等

飛騨農林事務所農業普及課 井之本浩美

○本日会議に出席した事務局職員

事務局長 伏見七夫  
事務局次長 林篤志  
振興主事 中田義博  
農地主事 前坂幸寛  
書記 山内一弘、脇坂光生、橋本哲夫、武川尚、平野善浩、下畑守生、  
尾前隆治、松田俊彦、船坂康博、池田正人、

○本日会議に欠席した事務局職員

清水一徳

職務代理

ただいまより第15回高山市農業委員会を開催いたします。

本日は、14番 野村委員、25番 平田委員、27番 田村委員から欠席報告が出ております。よって、現在の出席委員は、36名中33名であり過半数に達しているため、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。

続きまして、議長より挨拶を願います。

議長

ご苦労さまでございます。

先日は、農業委員大会に参加頂き有難うございました。内容については、お手元に配られている資料をご覧いただきたいと思っております。特に改正農業委員会法についての説明等がありました。又建議については、本日の議事の中で、お話したいと思っております。この地域が盆以降、日照不足や雨が多くやっとながったかなと思つた矢先に、関東・東北方面での過去に例を見ない大雨になりまして、大変な被害をもたらしているということです。映像で見る限りこれはえらい事になっているなど、皆様も思われたのではないのでしょうか。特に栃木、茨城、福島、宮城は農業圏の地域でありまして、多くの水田、畑、あるいはビニールハウス等が水没して、本当に大変だと思ひ、早く復旧できる事を願って止まない次第でございます。今の時期というのは豪雨のような形で秋雨前線は過去にも大きな被害をもたらしています。今回の軌道は北へ移動しながら被害をもたらしております。そして被害のあつた所は雨が全然降って居ないところに水が集中して堤防が決壊したようです。そこで、皆様方にご相談ですが、栃木、茨城は過去に担い手サミットで訪れた事も御座います、又宮城には一昨年前の研修でいった地域でもあるということです。本日、農業委員会親睦会として、いくばくかの義援金を出したいなと思うわけですが、よろしいでしょうか伺います。金額につきましては職務代理と相談し、皆様方のご了解が得られましたので期を見て募金をさせて頂きます。早い復興と特に農地の復旧を我々が願う所です。

本日は議事日程等たくさんあります。長時間になると思ひますが、皆様のご協力を得まして議事を進めて参りますので、よろしくお願ひします。

職務代理

ありがとうございました。  
それでは日程に従いまいまから議事に移ります。  
進行は議長が務めます。

議長

議事前に農業委員会憲章の朗唱をお願いします。

(憲章朗唱)

議長

日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。  
議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議がありませんので、指名をさせていただきます。  
議席番号 31番 反中 正志 委員と、32番 中田 一彦  
委員を指名しますのでお願いします。

議長

日程第2 会期の決定について を議題といたします。  
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

それでは議事に移ります。

日程第3 報第29号 農業生産法人の報告等について を議  
題とします。

事務局の説明を願います。

前坂農地  
主 事

それでは、農業生産法人報告提出状況について報告いたします。  
今回は47法人のうち1法人についての報告となります。  
農業生産法人につきましては、4つの要件がございまして、①  
法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受

けた資料により総合的に確認しております。

1 番 丹生川町折敷地にあります、この有限会社は認定農業者であり、経営面積といたしましては 採草地 0.7 ha です。

また、経営内容は、肉用牛肥育の一貫経営をされており、母牛 65 頭、子牛 40 頭、肉牛 80 頭、計 185 頭を飼育しております。

以上、1 件について報告いたします。

議 長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第 4 報第 30 号 農地法の規定に基づく許可処分の取下げについて を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記

今回は、許可申請の取り下げ 1 件の報告となります。

平成 27 年 4 月の委員会で、高根町日和田地内におきまして、農家住宅として上程された案件です。申請地については、計画面積を見直し、縮小して再申請したいため一旦申請を取り下げるものです。なお、この件については規模縮小して今回 4 条 4 番にて申請が再提出されておりますので、後程ご審議いただくこととなります。よろしく申し上げます。

以上 1 件の報告をさせていただきます。

議 長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第 5 議第 83 号 農地法第 3 条の規定による権利移動の許可について を議題とします。

事務局の説明を願います。

なお、委員関連案件 1 番・2 番については、関連委員は議事参与できませんので申し上げます。

池田書記

本日上程しました案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

今回は、13 件の上程となります。

1・2番が委員案件となりますので、2件を説明させていただきます。

1番は、丹生川町北方・坊方・町方地内の案件です。田畑 4筆 1,568㎡を後継者に贈与します。受人の耕作面積は12,886㎡、作付けについては施設野菜、水稻の予定です。

2番は、丹生川町坊方の案件です。田畑 12筆 11,318㎡を後継者に10年の使用貸借を設定します。作付けについては施設野菜、水稻の予定です。

以上2件について、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見がありませんので異議なしと認め、引き続き事務局の説明を願います。

池田書記 3番は、越後町の案件になります。畑 1筆 215㎡を隣地取得するものです。受人の耕作面積は15,776㎡で、作付けは露地野菜の予定です。

4番は、山田町及び下林町の案件です。田畑 9筆 5,794㎡を親族間で、その持ち分を一人に贈与するものです。受人の耕作面積は5,794㎡で、作付けについては水稻、露地野菜の予定です。転勤のため現在は、笠松にみえますが、営農については地元親族の協力を得て行われます。

5番は、山口町の案件です。田畑 11筆 14,057㎡を経営移譲するものです。受人の耕作面積は14,057㎡で、作付けについては施設野菜の予定です。

6番は、山口町地内の案件になります。畑 2筆 1,632㎡を取得するものです。作付けについては大根など露地野菜の予定です。

7番は、山口町地内の案件になります。田 2筆 2,492㎡を取得するものです。作付けについては大根など露地野菜の予定です。

8番は、中切町の案件になります。田とその畦畔 10筆、1,

703. 38㎡を取得するものです。作付予定は、かぶなど露地野菜の予定です。

9番は、丹生川町日影の案件になります。田とその畦畔 2筆、1, 341㎡を5年間の賃貸契約するものです。作付予定は、ねぎなど露地野菜の予定です。

10・11番は、丹生川町日面地内の案件になります。田畑 5筆 1, 844㎡と畑 2筆 678㎡を交換するものです。受人の耕作面積は、10, 911㎡、9, 133㎡で作付けについてはいずれも露地野菜を予定しています。

12番は、丹生川町新張地内の案件になります。田2筆 2, 679㎡を取得するものです。受人の耕作面積は、11, 795㎡で、施設内はウドや、ホワイトアスパラ、外では露地野菜等の予定です。

13番は、久々野町柳島地内の案件になります。畑 5筆 1, 014㎡を親族間で贈与するものです。受人の耕作面積は、6, 789㎡で、作付については水稻、露地野菜等の予定です。

以上、3番以降11件、田畑等 51筆で合計 33, 449. 38㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。

続きまして、日程第6 議第84号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

なお委員案件がありますので、一時職務代理に議長を変わります。

池田書記 最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある

第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

今回は、4件の上程となります。

1番が委員案件となります。

1番は、下林町の案件です。田1筆 356㎡について、農地を嵩上げする一時転用申請です。

1番について、ご審議のほどよろしく申し上げます。

職務代理

ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

職務代理

意見なしと認め、進行を議長にかわります。

議長

引き続き、事務局の説明を願います。

池田書記

2番は、清見町の案件です。田畑2筆 393㎡について、一般個人住宅(庭)に転用する申請です。既転用のため、追認を求めるものです。申請者の実家です。

3番は、清見町榎谷地内の案件です。田2筆 349㎡を一時転用で嵩上げする申請です。なお、先月にも隣接農地で嵩上げを申請されており、その続きとなります。

4番は、高根町日和田地内の案件です。畑2筆のうち 495㎡を農家住宅に転用する申請です。今回、一度取下げをして再申請する件となります。

以上、2番以降3件、田3筆 畑3筆で計 1,237㎡についてご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議 長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第7 議第85号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件についてを議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記 当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。

本日は7件の上程です。

1番は、森下町1丁目の案件です。田 1筆 695㎡について、宅地分譲するものです。5区画の予定でまちづくり条例の確認対象です。

2番は、江名子町の案件です。田 1筆 22㎡について、受人が庭に転用するものです。

3番は、江名子町の案件です。田 1筆 870㎡について、分譲住宅に転用する申請です。3区画の予定でまちづくり条例の確認を要します。

4番は、越後町の案件です。田 6筆 2,969㎡について、一体利用地を含めて資材置場に転用する申請です。大規模になるため、都市整備課にて手続き中です。

5番は、松本町の案件です。田 1筆 164㎡について、駐車場に転用する申請です。既転用のため追認案件です。

6番は、塩屋町の案件です。田 1筆 151㎡を、進入路及び庭地に転用する申請です。既転用のため追認を求めるものです。

7番は、国府町宇津江の案件です。田 4筆 970㎡と一体利用地を含めて太陽光発電施設に転用する申請です。まちづくり条例の確認を要します。

以上、7件、田15筆、5,841㎡についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議 長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第8 議第86号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記 今回は、2件の上程となります。変更点に下線を追加しています。

1番は、三福寺町の案件になります。変更申請については、事業者の変更です。当初、申請者が許可を受けましたが不要となったため、事業主変更の申請となりました。

2番は、奥飛騨温泉郷の案件になります。変更申請については、目的の変更です。申請者の当初目的の住宅兼店舗は不要となり、近くで工事が行われるためその貸資材置場とする変更です。

以上2件について、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(意見なし)

議 長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第9 議第87号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

船坂書記 本日は3件の利用権設定についての上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該

当しております。

1～2番について、認定農業者である借人は施設園芸（ほうれん草）、露地野菜の経営をしており、畑2筆1, 585㎡を新規9年の使用貸借権を設定し、施設園芸によりほうれん草を生産するものです。

3番について、借人は平成26年4月より同貸人より解除条件付きで農地を借り、露地野菜（麦、大豆、えごま）の経営をしており、山わさび390株のほか、まこもだけ、ほうれん草、そば等の試験栽培を行っています。今回、田2筆1, 910㎡を新規4年の解除条件付使用貸借権を設定し、露地野菜として麦、大豆、えごまを生産するものです。

以上、3件につきましてご審議をお願いいたします。

議長 ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定については、承認といたします。

続きまして、日程第10 議第88号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

船坂書記 本日は4件の利用権設定についての上程です。

1～4番について、農地中間管理機構である借人は、貸付候補農用地等リストに基づき、田20筆19, 116㎡を新規10年の貸借権を設定するものです。

以上、4件につきましてご審議をお願いいたします。

議長 ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定については、承認いたします。

続きまして、日程第11 議第89号 農用地利用配分計画（案）の決定について を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

船坂書記 先程の議第88号により農地中間管理機構が権利設定する農地についての配分計画（案）として20件の上程です。

1～6番について、認定農業者で人・農地プランに位置づけられた担い手である借人は水稻、施設園芸（トマト）の経営をしており、経営面積は44,948㎡です。田6筆6,868㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

7～9番について、認定農業者で人・農地プランに位置づけられた担い手である借人は水稻、施設園芸（トマト）、椎茸の経営をしており、経営面積は50,744㎡です。田3筆2,696㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

10～18番について、認定農業者で人・農地プランに位置づけられた担い手である借人は水稻、施設園芸（トマト）の経営をしており、経営面積は21,639㎡です。田9筆8,248㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

19～20番について、人・農地プランに位置づけられた担い手である借人は水稻の経営をしており、経営面積は12,579㎡です。田2筆1,304㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

以上、20件につきましてご審議をお願いいたします。

議長 ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

（異議なし）

議長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用配分計画（案）の決定については、承認いたします。

続きまして、日程第12 議第90号 高山市農業振興に関する建議（案）について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

前坂農地主

「高山市農業振興に関する建議（案）」につきましてご説明いたします。これまで市長及び議長への建議に向けて、各部会におきまして協議して頂き、8月26日の役員会にて内容を調整頂いた案件で、本日、当総会にて審議していただくものです。事務局にて読み上げますのでよろしくお願い致します。

また、議長用は「はじめに」の言い回しが、市長用と若干異なりますのでお願いします。

(建議に関する資料を読み上げ)

1頁・・・ はじめに

【建議項目】

- |         |                      |     |
|---------|----------------------|-----|
| 2頁・・・ 1 | 高山市の農業振興施策について       | ①～④ |
|         | 2 鳥獣被害対策について         | ①～③ |
|         | 3 荒廃農地等対策について        | ①～③ |
| 3頁・・・ 4 | 「食農教育」と「地産地消」の推進について | ①～③ |
|         | 5 農業の安定的な経営の確保について   | ①～④ |
|         | 6 農業生産条件の整備について      | ①～⑤ |
| 4頁・・・ 7 | 畜産業の振興施策について         | ①～⑥ |
| 5頁・・・ 8 | 地域特産物の開発と地域振興について    | ①～③ |
|         | 9 林業の振興施策について        | ①～⑥ |
|         | 10 農業委員会活動の促進について    | ①～⑤ |

以上読み上げさせていただきました。文書等で修正、追記がございましたらご指摘いただきながら、「平成27年度高山市農業振興に関する建議」について、ご審議いただきますようお願いいたします。

議長

ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、高山市農業振興に関する建議（案）については、承認といたします。

続きまして、日程第13 議第91号 高山農業振興地域整備計画（情勢の推移）の変更について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

この議案については、情勢の推移による変更で、毎年1回見直しを行うものです。皆さんのお手元に一覧表と各筆調書を配布しておりますので、スライドをご覧くださいながら順次説明をいたします。

（編 入）整理番号1～6 計 24筆 39,338.79 m<sup>2</sup> を説明

（用途変更）整理番号1～6 計 12筆 18,776.19 m<sup>2</sup> を説明

（除 外）整理番号1～44 計 74筆 34,050.34 m<sup>2</sup> を説明

（除外不可） 計 2筆 957.00 m<sup>2</sup> を説明

以上、ご審議をお願いいたします。

議長 ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、高山農業振興地域整備計画（情勢の推移）の変更については、承認といたします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれをもちまして、第15回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後3時10分 終了

---

---

議 事 録 署 名 者

本林 正樹 議長

---

反中 正志 委員

---

中田 一彦 委員

---